



産業廃棄物・再生資源



産業廃棄物・再生資源

産業廃棄物に係る判定基準

1970年代から産業廃棄物の大量増加により、最終処分場不足、不法放棄等が起きています。また、産業廃棄物は焼却によって発生するダイオキシンが大気汚染を招くことで有名であり、廃棄物の投棄、海洋投入処分等は、水質汚濁問題を深刻化させています。近年ではゼロ・エミッションに関するISO14001を取得する企業が増えてきています。

(単位：mg/L)

種別	埋立処分		海洋投入処分		海洋埋立処分		
	燃え殻 ばいじん 鉱さい (別表1)	汚泥 (別表1)	非水溶性の 無機性汚泥 (別表3)	廃酸及び 廃アルカリ (別表4)	水底土砂 (別表1)	廃酸及び 廃アルカリ (別表2)	
1	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
2	水銀又はその化合物	0.005	0.0005	0.0005	0.025	0.005	0.005
3	カドミウム又はその化合物	0.3	0.3	0.01	0.1	0.1	0.1
4	鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.01	1	0.1	0.1
5	有機りん化合物	-	1	検出されないこと	1	1	1
6	六価クロム化合物	1.5	1.5	0.05	0.5	0.5	0.5
7	砒素又はその化合物	0.3	0.3	0.01	0.15	0.1	0.1
8	シアン化合物	-	1	検出されないこと	1	1	1
9	ポリ塩化ビフェニル	-	0.003	検出されないこと	0.003	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	-	0.3	0.03	0.3	0.3	0.3
11	テトラクロロエチレン	-	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	-	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2
13	四塩化炭素	-	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	-	0.04	0.004	0.04	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	-	1	0.02	0.2	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.4	0.04	0.4	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	-	3	1	3	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	-	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02
20	チウラム	-	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06
21	シマジン	-	0.03	0.003	0.03	0.03	0.03
22	チオベンカルブ	-	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2
23	ベンゼン	-	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1
24	セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.01	0.1	0.1	0.1
25	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	-	-	0.5	0.5
26	有機塩素化合物	-	-	1	4	40 (mg/kg)	-
27	銅又はその化合物	-	-	0.14	10	3	-
28	亜鉛又はその化合物	-	-	0.8	20	5	-
29	ふっ化物	-	-	3	15	15	-
30	ベリリウム又はその化合物	-	-	0.25	2.5	2.5	-
31	クロム又はその化合物	-	-	0.2	2	2	-
32	ニッケル又はその化合物	-	-	0.12	1.2	1.2	-
33	バナジウム又はその化合物	-	-	0.15	1.5	1.5	-
34	フェノール類	-	-	0.2	20	-	-
*	含水率	-	85 (%)	-	-	-	-
**	熱しゃく減量	-	15 (%)	-	-	-	-

備考：熱しゃく減量は「腐敗物」についての基準であり、「汚泥」では有機性のものについて適用される。
油分を含むでい状物の取扱いについては：油分をおおむね5パーセント以上含むでい状物は汚でいと廃油の混合物として取扱うこと。

愛知県再生利用指針

愛知県では、産業廃棄物（副産物）の使用や流通からの生活環境保全上の問題が生じる事件が相次いでいる件で、平成20年4月25日に「再生資源の適正な活用に関する要綱」を策定し、この要綱に基づいた「再生資源活用審査制度」を、同年7月1日から開始しています。

この制度は、事業者が産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際に、事前に愛知県が届出を受け、環境安全性を審査するというものです。

「再生資源の適正な活用に関する要綱」（平成20年4月25日）第7の別に定める基準

区分	有害物質	土壌環境基準	
通常の場合	(重金属) 溶出量	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下
		鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
		六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
		砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下
		水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下
		セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
		ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	
区分	有害物質	土壌汚染含有量基準	
再生品等が地面に 接して又は地中で 利用される場合	溶出量	土壌環境基準（8項目） 同上	
	(重金属) 含有量	カドミウム及びその化合物	150mg/kg 以下
		鉛及びその化合物	150mg/kg 以下
		六価クロム化合物	250mg/kg 以下
		砒素及びその化合物	150mg/kg 以下
		水銀及びその化合物	15mg/kg 以下
		セレン及びその化合物	150mg/kg 以下
		ふっ素及びその化合物	4000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	4000mg/kg 以下		
区分	有害物質	水底土砂判定基準	
再生品等が海洋で 利用される場合	海洋埋立処分 (水底土砂)	産業廃棄物に係る判定基準（水底土砂（別表1））による	
区分	有害物質	排水基準	
再生品等が 液体状の場合	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	水銀及びその化合物	0.005mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下	

※建設汚泥改良土の場合は、溶出試験項目に pH (5.8～8.6)、COD (20mg/L 以下) が追加。

お問合せ・分析のご依頼は…

株式会社 愛研 <http://www.ai-ken.co.jp>

本 社：TEL：(052) 771-2717 半田営業所：TEL：(0569) 28-4738
 FAX：(052) 771-2641 FAX：(0569) 28-4749
 E-mail：aiken-n@ai-ken.co.jp E-mail：aiken-handa@ai-ken.co.jp